

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が令和2年12月1日付けで提起した、葛飾区長（以下「処分庁」という。）による利用者負担額（保育料）決定処分（令和2年8月27日付け2葛子保第188号で決定の通知を行った審査請求人の子（以下「子」という。）に係る処分（以下「本件処分」という。））に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、棄却されるべきである。

第2 審査請求の趣旨

令和2年2月6日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について、各月4万円と決定し（以下「本件処分1」という。）、「利用者負担額（保育料）通知書（継続）」（令和2年2月6日付け31葛子保第476号）により審査請求人に通知した。

次に、令和2年6月1日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について、令和2年4月は4,800円、同年5月から8月は各月40,000円と変更決定し（以下「本件処分2」という。）、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年6月1日付け2葛子保第95号）により審査請求人に通知した。

次に、令和2年6月30日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について、令和2年4月は4,800円、同年5月は0円、同年6月から8月は各月40,000円と決定し（以下「本件処分3」という。）、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年6月30日付け2葛子保第128号）により審査請求人に通知した。

次に、令和2年7月27日、処分庁は、令和2年4月から同年8月までの審査請求人が支払うべき保育料について、令和2年4月は4,800円、同年5月及び6月は0円、同年7月及び8月は各月40,000円と変更決定し（以下「本件処分4」という。）、「利用者負担額（保育料）通知書（変更）」（令和2年7月27日付け2葛子保第155号）により審査請求人に通知した。

次に、令和2年8月27日、処分庁は、令和2年4月から令和3年3月までの審査請求人が支払うべき保育料について、令和2年4月は4,800円、同年5月及び6月は0円、同年7月及び8月は各月40,000円、同年9月から令和3年3月までは各月48,900円と決定し（以下「本件処分5」という。）、「利用者負担額（保育料）通知書」（令和2年8月27日付け2葛子保第188号）により審査請求人に通知した。

審査請求人は、令和2年12月1日、本件処分5において、令和2年7月分及び同年8月分の保育料がそれぞれ0円に減額変更されなかったこと（各月40,000円とする決定を維持する決定をしたこと）を不服とし、審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）ものである。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和2年7月及び8月の登園については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う自粛及び第二子出産のため控えた。その際、保育料がかからない旨を保育園に確認のため電話をし、提出物は特に不要と聞いていた。

しかし、通常どおり保育料が請求されている。保育料が発生しないと誤解し得る案内を受けたものに対して、支払う必要はない。

2 処分庁の主張の要旨

令和2年7月及び8月の保育料の決定は本件処分1において行われており、処分庁は同処分の通知を同年2月6日に発送した。したがって、本件処分1に対する審査請求期間は徒過しているため、却下されるべきである。

また、令和2年7月分及び8月分の保育料を免除する理由はなく、本件処分5に違法又は不当な点はない。

3 審査庁の意見

本件処分の維持が適当である。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 令和2年7月及び同年8月の保育料の決定はどの処分で行われたか

処分庁は、令和2年7月及び同年8月の保育料の決定は本件処分1において行われている旨主張する。しかし、保育料の決定は、いったん本件処分1において決定された後、変更事由を認定する都度変更されることが想定されているのであり、かつ、本件処分5においても令和2年7月及び同年8月分の保育料の額が明示されている。したがって、本件処分5において、改めて、令和2年7月及び同年8月の保育料の額について決定しているものと解される。

(2) 令和2年7月及び同年8月の保育料を日割り計算しないことの適法性

令和2年7月及び8月は、子ども・子育て支援法施行規則（以下「府令」という。）第58条第4号に定める「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める」場合である、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第8項の指定感染症のうち、新型コロナウイルス感染症により臨時に休園等をする場合」で「保育の提供がされない」という条項に該当する事由は存在せず、このほかに、府令第58条が定める事由が存したことは認められない。

また、審査請求人の主張する自粛や第二子出産は、法令及び葛飾区保育所の保育料等に関する条例（昭和62年葛飾区条例第3号。以下「条例」という。）等で定める日割り計算をなすべき場

合に該当しない。

したがって、日割り計算をすることができる場合に該当しないため、令和2年7月及び同年8月分の保育料について、処分庁が日割り計算をしなかったことは適法である。

(3) 7月及び8月の保育料を減額免除しないことの適法性

条例は、区長が特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、区立保育所保育料等を減額し、又は免除することができる旨を第8条で定めており、これを受けて葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則（平成10年葛飾区規則37号。以下「区規則」という。）は、条例第8条の規定により減額をする場合は、別表第4の定めるところによらし、減額を受けようとする者は、保育料等減免申請書により区長に申請しなければならないと定めている。しかし、本件において、審査請求人が令和2年7月及び8月の保育料に関し、減額の申請をしたことはない。

また、葛飾区保育の実施事務要綱（平成11年7月29日付け11葛児保第453号。以下「区要綱」という。）は、区長は、保護者の申し出により、入所中の児童が疾病等のため、一時的に通所することができない場合、2か月を限度として保育の実施を停止し、当該停止期間中の区立保育所保育料等を徴収しないことができると定めるが、本件において審査請求人はコロナ自粛と第二子出産のため登園を控えたというのであり、区要綱の定める要件にも該当しない。

したがって、令和2年7月及び同年8月分の保育料について処分庁が減額免除を行わなかったことは適法である。

(4) 審査請求人が主張する保育所とのやり取りが本件処分5の違法不当に影響するか

審査請求人は、A保育園から、登園しない間は保育料がかからないとの誤解を招く案内を受けたことから、7月及び8月の保育料は支払う必要がない旨主張する。しかし、審査請求人が主張するA保育園側とのやり取りからは、A保育園が審査請求人に対し、登園自粛の要請を行ったことや子が一度でも登園しなかった場合に令和2年7月分及び8月分の保育料が無償とされるあるいは申請もなく免除される旨を案内したことなどはうかがわれず、子が一度も登園しなかった場合に令和2年7月分及び8月分の保育料が無償とされるとの誤解を生じさせるものともいいがたい。また、審査請求人は、区から保育園を通じて、保育料の日割りは6月30日で終了し、7月以降は、PCR検査受診のため、登園しなかった日などを除き、通常どおり月額保育料を納付する必要がある旨を明記したメールを受信していることを認めている。したがって、本件メールから令和2年7月及び8月に1日でも登園すれば保育料が発生するが、1日でも登園しなければ保育料が発生しないとの誤解が生じる余地はなかったというべきである。

以上のとおり区は、審査請求人に対し、令和2年7月及び8月に子を登園させなかったとしても、原則どおり月額で保育料が定められていることを通知していたのであり、区に対応に違法性はなかったというべきである。

また、審査請求人は、誤解があったことにより一度でも登園すると費用が発生すると認識していたため、子の父が育児休業を取得し、2か月登園させなかった旨を主張するが、審査請求人自身の判断による登園自粛や第二子出産は、区規則別表第4に定める事由に該当するものあるいは類するものであるとはいえず、処分庁の裁量で審査請求人の令和2年7月分及び8月分の保育料

を免除し、各月0円と変更決定しなければ審査請求人に酷であるという事情もないことから、本件処分5は不当とはいえない。

よって、本件処分5は違法不当ではない。

(5) 結論

以上から、本件審査請求は棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

| 年 月 日 | 経 過 |
|-----------|--------|
| 令和3年6月4日 | 諮問書の受理 |
| 令和3年7月28日 | 審議 |
| 令和3年9月29日 | 審議 |

第6 審査会の判断の理由

1 争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次のとおりである。

(1) 本件審査請求は却下されるべきか（以下「争点1」という。）。

(2) 令和2年7月及び8月分の保育料を日割り計算しないことは適法か（以下「争点2」という。）。

(3) 7月及び8月分の保育料を減額免除しないことは適法か（以下「争点3」という。）。

(4) 審査請求人が主張する保育所とのやり取りが本件処分5の違法性又は不当性に影響するか（以下「争点4」という。）。

2 争点に対する判断

(1) 争点1について

7月分及び8月分の保育料は、当初令和2年2月6日付けの本件処分1において決定されているが、その後、変更事由を認定する都度変更されることが想定されているといえる。また、処分庁が、5月分及び6月分の保育料を、6月30日と7月27日にそれぞれ遡及して0円と決定していることを鑑みると、7月分及び8月分の保育料の額が記載されている直近の処分、つまり令和2年8月27日付けの本件処分5が、7月分及び8月分の保育料に係る処分であると解することが適当である。

よって、本件審査請求は、行政不服審査法第18条に定める審査請求期間内に請求されたものであるため、却下されるべきではない。

(2) 争点2について

保育料の額は、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）で定める額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める（法第27条第3項第2号）とされているため、審査請求人が負担すべき7月分及び8月分の保育料において、区が保育料を日割りとすることができる事由が存在するかについて検討する。

政令は、保育料の日割り計算をすることができる場合は、「月の途中において特定教育・保育等を受け始めた」か「その他内閣府令で定める事由」のあった月に限定している。その他内閣府令で定める事由は府令第58条各号で定められており、同条第4号において、「災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない日数が、一月あたり5日を超えること」と規定されている。さらに、同条第4号にあたる事由は、子ども・子育て支援法施行規則第58条第4号に規定する内閣総理大臣が定める場合を定める件（令和2年2月27日内閣府告示第18号）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項の指定感染症のうち新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）により臨時に休園等をする場合で「保育の提供がなされない」場合とされていた。

しかしながら、令和2年7月及び8月に同号に該当する事由は存在せず、また、府令第58条第1号から第3号までに該当する事由も存在しない。

また、審査請求人は新型コロナウイルス感染症の影響及び第二子出産のため登園を自粛した旨主張するが、法令及び条例等で定める日割り計算をなすべき場合に該当しないことは明らかである。

したがって、審査請求人が負担すべき令和2年7月及び8月の保育料においては、これを日割り計算すべき事由が存在しない。よって、処分庁が日割り計算しなかったことは適法である。

(3) 争点3について

条例は、区長が特別の事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、区立保育所保育料等を減額し、又は免除することができる旨を第8条で定めており、これを受けて区規則は、条例第8条の規定により減額をする場合は、別表第4の定めるところによるとし、減額を受けようとする者は、保育料等減免申請書により区長に申請しなければならないと定められているが、本件において、審査請求人が令和2年7月及び8月の保育料に関し、減額の申請をした事実はない。

また、区要綱は、区長は、保護者の申し出により、入所中の児童が疾病等のため、一時的に通所することができない場合、2か月を限度として保育の実施を停止し、当該停止期間中の区立保育所保育料等を徴収しないことができると定めるが、本件において審査請求人は新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴う自粛と第二子出産のため登園を控えたというのであり、区要綱の定める要件にも該当しない。

したがって、令和2年7月及び同年8月分の保育料について処分庁が減額免除を行わなかったことは適法である。

(4) 争点4について

審査請求人は、A保育園から、登園しない間は保育料がかからないとの誤解を招く案内を受けたことから、7月及び8月の保育料は支払う必要がない旨主張する。しかし、A保育園と審査請求人の電話でのやり取りについて、具体的な発言内容が審査請求人及び処分庁の双方から主張されなかったため、A保育園が審査請求人に対し、登園自粛の要請を行ったかどうかや、子が一度でも登園しなかった場合に令和2年7月分及び8月分の保育料が無償とされるあるいは申請もなく免除される旨を案内したかどうかは明らかではない。しかしながら、審査請求人は、区から保育園を通じて、保育料の日

割りは6月30日で終了し、7月以降は、PCR検査受診のため、登園しなかった日などを除き、通常どおり月額保育料を納付する必要がある旨を明記したメールを受信していることを認めており、本件メールからは令和2年7月及び8月に1日でも登園すれば保育料が発生するが、1日も登園しなければ保育料が発生しないとの誤解が生じる余地はない。

以上のとおり区は、審査請求人に対し、令和2年7月及び8月に子を登園させなかったとしても、原則どおり月額で保育料が定められていることを通知していたのであり、区の対応に違法性はなかったというべきである。

また、審査請求人は、誤解があったことにより一度でも登園すると費用が発生すると認識していたため、子の父が育児休業を取得し、2か月登園させなかった旨を主張するが、審査請求人自身の判断による登園自粛や第二子出産は、区規則別表第4に定める事由に該当するものあるいは類するものであるとはいえない。また、処分庁の裁量で審査請求人の令和2年7月分及び8月分の保育料を免除し、各月0円と変更決定しなければ審査請求人に酷であるという事情もないことから、本件処分5は不当とはいえない。

よって、本件処分5は違法又は不当ではない。

なお、付言するに、審査請求人が保育園に電話したと主張する日付と保育園が電話を受けたと主張する日付が異なっているなど、保育園における保護者からの問い合わせの記録が不十分であることがうかがわれる。処分庁は、保育園職員に対し、正確な記録を取るよう指導されたい。

(5) 判断

争点1から4までを検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

また、審査請求人は反論書及び再反論書において、その他種々主張するが、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

3 裁決について

以上からすれば、本件処分は違法又は不当とはいえず、本件審査請求は棄却するのが相当である。

第7 審理員による審理手続について

本件審査請求に係る審理員による審理手続について、適正に行われたものと認められる。

第8 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

葛飾区行政不服審査会

会長 大竹 由紀子

委員 室井 敬司

委員 上松 正明